

鹿屋市立上小原中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止などのための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせることもある。したがって、本校ではすべての生徒が、いじめの加害者や被害者、傍観者にならないように、いじめの防止のための対策をおこなう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止などのための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、毎学期ごとに「心の健康カード」による調査や教育相談時のアンケート調査、「学校楽しいーと」調査などを実施し、必要な措置を講ずる。
- 調査の実施後、必要に応じて担任との面談を実施する。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談態勢の整備を行う。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、特別支援員

※ 必要に応じて学校評議員、スクールカウンセラー、民生委員の出席を依頼する。

※ 犯罪行為を含む重要案件の発生時には市教育委員会、警察等関係者の出席を依頼する。

<活動> いじめ防止対策の確認と見直しに関すること。

- ・ 未然防止に向けた諸取組の計画、早期発見・早期対応策、事後の再発防止策等
- ・ アンケート調査並びに結果に対する分析・対応についての点検に関すること。
- ・ 教育相談システムの点検及び相談に対する対応状況に関すること。
- ・ いじめに関するケースカンファレンス
- ・ その他学校におけるいじめに係る事案に関すること。

<開催> 毎週1回、生徒指導部会の中で実施する。

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていた疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

(5) その他の留意事項

いじめ防止に関する具体的活動計画（いじめ対策マニュアル）は別に作成する。